

# 特許庁委託事業

## ロシア・ライセンスマニユアル

2018年3月

日本貿易振興機構  
知的財産課  
モスクワ事務所

## 6 ライセンス契約締結後の手続き

### 6.1 管轄するロシア政府機関への報告（怠った場合は処罰もあり得る）

#### 6.1.1 知的財産物の使用権を付与するための登録手続きに関する一般条項

知的財産物が国家登録を必要とする場合、契約に基づく独占権の処分、および契約に基づく物の使用権付与（ライセンス）についても登録が必要であることが法律により定められている。

結果として、発明、実用新案、工業意匠または商標等の使用権の付与についても、登録が必要である。

また、商標使用権の当初の付与、および両当事者による既存の契約の更新のいずれも、国家登録が必要である。

なお、著作物（文学作品、絵画、視聴覚作品、写真、建築作品等）については、国家登録は法的に義務付けられておらず、それらの使用権の付与については登録を必要としない<sup>119</sup>。

登録済の知的財産物の使用権付与について登録を管轄する国家当局は、ロシア特許庁である。

なお、外国法人は、当局に登録済の商標／特許弁理士を通してのみロシア特許庁への手続きを行うことができる<sup>120</sup>。

国家登録に関する規定と手続きは、以下において定められている。

- 発明、実用新案、工業意匠、商標、サービスマーク、登録済の集積回路の回路配置、コンピューター・プログラムまたはデータベースに対する独占的権利について、契約に基づく処分に係る国家登録の政府業務に関するロシア特許庁行政規則（2016年6月10日付ロシア経済発展省令第371号により承認。「規則第371号」）
- 発明、実用新案、工業意匠、商標、サービスマーク、登録済の集積回路の回路配置、コンピューター・プログラムまたはデータベースに対する独占的権利の契約に基づく処分、および当該知的製品に対する独占的権利の契約によらない移転に係る国家登録に関するルール（2015年12月24日付ロシア連邦政府決定第1416号により承認。「ルール第1416号」）

---

<sup>119</sup> ソフトウェア（法律上は文学作品に分類される）およびデータベース等の著作物は、所有者の裁量で登録することができる。なお、ソフトウェアおよびデータベースの権利の処分についてのみ、当該物の登録が法的に義務づけられている。登録済のソフトウェアまたはデータベースの権利付与については、登録は必要ない。（民法第1262条）

<sup>120</sup> 特許弁理士は、法的に特許弁理士の資格を付与されているロシア国民であり、知的製品の法的保護、知的権利の識別および保護方法、知的製品への独占的権利の取得および処分、ならびに識別方法に携わる。（2008年12月30日付連邦法第316-FZ「特許弁理士について」第2条）

### 6.1.2 契約に基づく権利付与の国家登録の申請

契約に基づき付与された権利の国家登録は、以下のいずれかの方法により有効となる<sup>121</sup>。

- (i) 両当事者またはその代理人が、権利付与に関する国家登録のための**申請書**を提出する。なお、契約書の両当事者による署名が必要となる。
- (ii) 同様の申請書を提出する。ただし、契約当事者のうち一方当事者が署名し、以下の書類のいずれか1点を添付する。
  - 独占権が完全に処分された旨の通知（両当事者の署名を付したものの）
  - 契約書の抜粋（公証人が認証したもの）
  - 契約書または契約変更もしくは終了の捺印証書（両当事者の署名を付したものの）

上記の後、契約書の全文を提出する代わりに、ライセンシーに対し使用権の付与を確認できる抜粋をロシア特許庁に提出できる。これは、一部の条項（ロイヤルティ額等）の秘密性を懸念する両当事者にとって望ましいという。

契約両当事者による申請書または一方当事者による添付書類には、以下を記載するものとする<sup>122</sup>。

- 契約の種類
- 契約当事者
- 契約の主題および独占的権利を示す証書の数
- 契約期間（契約に定めがある場合）
- 使用権が付与される地域（契約に定めがある場合）
- 発明、実用新案、工業意匠または商標使用権を付与される商品（サービス）の使用について、契約で特定されている使用方法
- サブライセンス契約に基づき付与される使用権に関する同意（ある場合）
- 契約を一方的に解除することができるか否か

登録申請書は、ロシア語で提出しなければならない。申請書の他の添付書類は、ロシア語または外国語（商標／特許弁理士または公認翻訳者が確認したロシア語訳を付す）で提出する。

---

<sup>121</sup> ルール第 1416 号第 5 条および第 6 条

<sup>122</sup> ルール第 1416 号第 7 条および第 9 条

### 6.1.3 権利付与の登録条件

ライセンス契約に基づく知的財産物の使用権付与に関する国家登録は、以下の条件が満たされた場合に有効となる。

- 登録のために、ロシア特許庁に対し**申請書**を提出すること
- 申請書が、有効かつ登録済の発明、実用新案、工業意匠または商標を対象としていること
- 権利者、契約書の主題、または契約両当事者に関する情報が、知的財産の国家登録に含まれている情報と矛盾しないこと
- 登録手続きを代理人を通じて行う場合には、委任状を提出すること
- 申請書に、必要な情報がすべて記載されていること（詳細は、本書第 6.1.2 号を参照のこと）
- 書類がロシア特許庁の要件を満たしていること<sup>123</sup>
- 契約の主題の対象である権利が、契約両当事者が享受する権利の範囲を超えないこと

申請者が上記要件を満たしていない場合、ロシア特許庁からその旨の通知を受け、当該通知から3カ月以内に必要とされる不足書類または修正済書類を提出するよう伝えられる。3カ月以内に登録に必要な要件が満たされず、また、申請者が必要な書類を提出しなかった場合、ロシア特許庁は登録を拒絶する<sup>124</sup>。

### 6.1.4 契約に基づく権利付与の国家登録手続き（フローチャート）

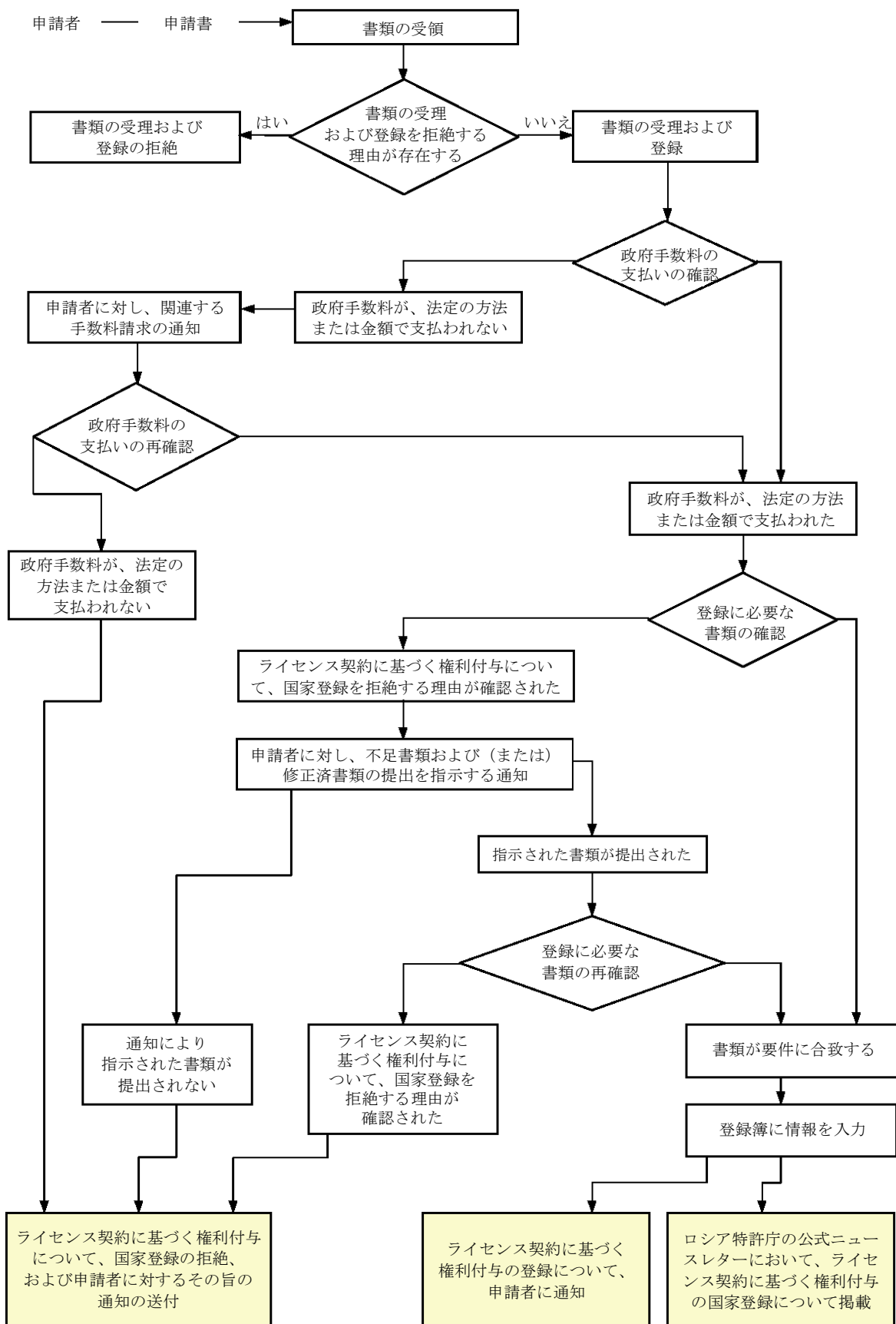
ロシア特許庁は、知的財産資産の使用権付与の登録のために書類が提出された場合、以下の措置を取る。

---

<sup>123</sup> 提出書類については以下の要件が定められている。（ルール第 1416 号第 4 条）

- 原本または公証人が認証した謄本を提出すること
- 書類はひとまとめにし、番号を付すこと（書類が複数ページにわたる場合）
- 提出書類は、正式な企業名および所在地を記載すること。個人の氏名、父または父の祖先に由来する姓（あれば）および住所を完全に記載すること。

<sup>124</sup> ルール第 1416 号第 15 条



登録申請が完了した場合、関連情報は、知的財産物の国家登録簿に入力される。

### 6.1.5 行政手数料

本書作成日現在において、契約に基づく知的財産物の使用権付与の登録のために申請者が支払うべき行政手数料は、以下の通りである<sup>125</sup>。

ライセンス許諾の対象	行政手数料
以下に関する特許： 発明 実用新案 工業意匠	1,650RUB（～30USD <sup>126</sup> ）＋追加特許ごとに850RUB（～15USD）
商標	1 万 3,500RUB（～225USD）＋追加商標ごとに1 万 1,500RUB（～200USD）
フランチャイズ契約書に基づく 商標、発明、実用新案、工業意匠	1 万 3,500RUB（～225USD）＋追加特許ごとに850RUB（～15USD）＋追加商標ごとに1 万 1,500RUB（～200USD）

行政手数料の支払書類は、申請者が自ら用意する。ロシア特許庁は、行政手数料が支払われているか否かにつき確認し、手数料が支払われていない、または一部のみ支払われたことが判明した場合には、申請者に対し、通知から2カ月以内に手数料を支払わなければならない旨の通知を送付する。

### 6.1.6 国家登録の日程

ロシア特許庁は、申請書および添付書類の受理から45営業日以内に国家登録を許可または拒絶する。申請者が、必要とされる不足書類または修正済書類の提出を求められた場合には、この日数は延長される<sup>127</sup>。

### 6.1.7 申請者が提出する書類の様式および書式

使用権付与の登録を希望する申請者が提出する申請書およびその他書類の書式は、ロシア特許庁のウェブサイトを確認できる。

<http://www.rupto.ru/ru/stateservices/gosudarstvennaya-registraciya-rasporyazheniya-po-dogovoru>

<sup>125</sup> 特許およびその他の行政手数料に関する規則に基づく（2008年12月10日付ロシア連邦政府決定第941号により承認）

<sup>126</sup> 以下、金額は、本文書作成日の為替レート1USD=60RUBにて計算する。

<sup>127</sup> ルール第1416号第21条

### 6.1.8 契約に基づく権利付与を登録しない結果

登録済の知的財産物の権利付与の国家登録という法定義務を遵守しない場合でも、法律により罰せられることはない。

ただし、先述の通り、登録の要件が満たされない場合、他方当事者に対する契約書に基づく知的財産物の使用権付与は発生しなかったとみなされる。

実際には、これにより特に以下の問題が生じる。

例えば、所有者と地域ライセンシーの間における契約に基づく知的財産物の使用権付与の登録がなされなかった場合、その後、サブライセンス契約に基づき他の当事者に当該権利を付与することが妨げられる。当該サブライセンス契約の登録を試みても、ロシア特許庁は、ライセンシー（すなわち、サブライセンス契約におけるライセンサー）に対する権利付与が登録されていないことを理由に、その登録を拒絶することになる。

他にも、独占的ライセンシーが所有者のために定められた救済を適用して権利の保護を求め訴訟を起こしても、独占的ライセンスに基づく権利付与がロシア特許庁に正式に登録されていないという理由で裁判所により保護が認められないというケースも考えられる。

契約に基づく知的財産物の使用権付与に関する登録手続きは、非常に複雑であるため、通常は、知的財産分野で経験があり、商標／特許弁理士としての地位にある法務コンサルタントが、この点につき顧問サービスを提供するよう指導されている。

## 6.2 ロイヤルティの支払手続き（銀行への書類提出が必要）

ライセンス契約およびフランチャイズ契約に基づく知的財産物の使用権の所有者に対し、ロイヤルティを支払う場合には、使用権が付与された知的財産物にかかわらず、ロシア連邦の居住者は、当該ロイヤルティの基となる契約に加え、当該契約に定める他の複数の書類が必要となる。それらの書類を銀行に提出しない場合、支払いは一時停止されるか、または取引が実行されない。

現在のところ、2012年6月4日付ロシア中央銀行指示 138-I 号（「CBR 指示第 138 号」）によれば、（ライセンス契約に基づく場合を含め）契約額が 5 万 USD を超えるときは、外国人への支払いまたは外国人からの支払受取には初回の支払いの前に取引パスポートを作成しなければならない。取引パスポートは、公認銀行において、ロシア連邦居住者のみが作成できる。この要件は、ロシア連邦居住者ではない外国人には適用されない。

2003年12月10日付連邦法第 173-FZ 号「ロシア連邦における外国為替規制および管理について」において、ロシア連邦の居住者および非居住者の定義を定めている。

同法は、「公認銀行」の定義についても定めている。公認銀行は、ロシア連邦法に基づき設立された信用取引を行うことができる組織であり、ロシア中央銀行の認可に基づき外国通貨の資金を用いて銀行業務を行うことを許可されている。

外国為替取引パスポートの作成に関する上記の要件は、2018年3月1日まで有効であり、その後は新たな 2017年8月16日付 CBR 指示第 181-I 号が施行される。この指示は、輸入契約または信用契約の契約額が 300 万 RUB（5 万 USD）以上の場合、または、輸出契約書の契約額が 600 万 RUB（10 万 USD）以上の場合には、必須とされていた取引パスポートを廃止し、一方で公認銀行に契約を登録することを定めている。契約に基づく総債務額は、RUB の公式外国為替レートにて契約日に確定するか、または契約書に基づく総債務額が変更になった場合には、当該変更が生じた直近の修正（補足）の日付で確定する。

したがって、有効な CBR 指示および 2018年3月1日に有効となる新たな指示の両方に基づき、同契約に基づく支払いを行うためにライセンス契約書を銀行に提出しなければならない。別の選択肢としては、締結された契約の主要な規定を含む当該契約書の抜粋を提出することである。これらの書類は、ハードコピーまたは電子コピーで提出することができる。

支払いを実行するためには、契約書において直接的に定められた書類を銀行に提出しなければならない。ライセンスに関する支払いについては、提出書類は通常、両当事者が署名した知的財産の使用証書、支払額を記した請求書および／もしくは使用者報告書、または両当事者が合意することのあるその他の取引上の書類である。法律により書類のリストは制限されておらず、契約条件のみに依拠する。

CBR 指示第 138 号第 9.1.3 号および CBR 指示第 181-I 第 8.1.3 号に基づき、情報または知的財産物（その独占権を含む）に関するサービスの提供または移転については、以下の補足書類を銀行に提出しなければならないこともある。例えば、契約書に基づき、および／または商習慣に従って取り交わされた、移転および受領証書、請求書、VAT 請求書および／またはその他の取引上の書類、また特に、



会計規則および商習慣に従って取引行為を記録するために居住者が使用する書類など。

## 6.3 他方当事者がライセンス契約に違反した場合の対応

### 6.3.1 違反の種類

知的財産物に関しロシアで署名されるライセンス契約書は相当な数に上ることから、その違反もかなり頻発する。主な違反は以下の通りである。

- (i) ライセンシーが付与されたライセンスの範囲を超える行為をする。例えば、許可されていない方法で商標を使用する、またはライセンスの対象外の商品に商標を使用するなど。
- (ii) ライセンシーが、支払期日が到来しているにもかかわらず、ライセンサーに対しロイヤルティを支払わない。

(i)の違反に関しては、法律では、知的財産物がライセンス契約書に定めない形で、または有効期間を超えて、もしくは契約に基づきライセンシーに付与された権利の範囲を超えて使用された場合は、ライセンサーの独占権の侵害につき責任が生じると定めている<sup>128</sup>。

(ii)の違反に関しては、法律では、ライセンシーが、ライセンス契約に定める期日までに知的財産物の使用権に関するライセンス料を支払う義務について重大な違反をした場合は、ライセンサーは、(a) ライセンス契約から一方的に撤退することができ、また、(b) 契約解除の結果として被った損失の補償を請求することができる<sup>129</sup>と規定している。契約は、撤退の通知から 30 日以内にライセンシーが使用料の支払義務を履行しない限り、同通知後 30 日以内に終了する<sup>129</sup>。

一般的に、ライセンス契約の両当事者は、違反に関する紛争の大半を友好的に解決することを希望する（これは特に、事前に両当事者が定めた訴訟前紛争解決手続きを通じて達成される）。ライセンスの関係性に鑑みて、交渉は市場における標準的な習慣である。違反に対する救済の選択肢、救済できない場合の結果、または契約の今後については、相手方との交渉において協議することができる。

違反に対する救済の選択肢について両当事者が合意に達し、交渉が終了した場合には、違反を救済するために両当事者が取るべき一連の措置を定め、そのために十分かつ合理的であると両者が考える期限を設定する。

さらに法律は、金銭的な請求については、必須の訴訟前紛争解決手続きについて定めている。裁判所は、当該手続きが遵守されている場合を除き（両当事者が契約に定めた訴訟前紛争解決手続きの遵守を怠った場合と同様）当該請求について検討することはない<sup>130</sup>。

請求について検討がなされなかった場合でも、裁判所が検討することがないとの状況が無くなったのであれば（この場合、訴訟前手続きが取られ、関連する証拠

---

<sup>128</sup> 民法第 1237 条第 3 項

<sup>129</sup> 民法第 1237 条第 4 項

<sup>130</sup> 民事訴訟法第 148 条第 1 項

が入手できたときとする。証拠とは、例えば、書類が添付され、被告に対する訴訟前請求送付の郵便局による配達証明書付きの郵便通知等）、請求者が商事裁判所に別の訴訟を提起することを妨げるものではない<sup>131</sup>。

契約当事者が訴訟前解決の段階で違反を是正しない場合には、他方当事者は、その段階を経た後に権利保護を求めて訴訟を提起することができる。

### 6.3.2 予防措置

外国人権利者とライセンシーの間で締結されたライセンスまたはフランチャイズまたは販売契約に基づき、後者（使用者）が、権利者の商標を付した商品をロシアに輸入し、その後に契約が何らかの理由で（例えば、権利者に対する手数料の支払義務にライセンシーが違反した等）終了するという事態が頻発している。

上記においては、権利者の申請に応じて、ロシア税関当局が商標およびそれに含まれる著作物の税関登録を管理していることに留意すべきである。登録簿には、ライセンシー／認定販売者に関する情報も含む<sup>132</sup>。

以前のライセンシーが、権利者の商標を付した製品をロシア領内に輸入することを防ぐために、権利者はロシア税関当局に対し、以前のライセンシーはもはやその認定販売店ではない旨通知することができる。この場合、税関当局は無許可のライセンシーによる商品輸入を特定し、発売を差止め、知的財産権の侵害の兆候を検知したことを権利者に通知する<sup>133</sup>。

### 6.3.3 証拠の収集

ロシアの手続法に基づき、各訴訟当事者は、引証する状況を主張および反論の根拠として証明しなければならない<sup>134</sup>。

知的財産物に対する独占的権利の侵害に関するケースでは、権利者は、まず侵害自体が実際に発生したことを証明しなければならない。そのために、権利者は特に以下の措置を取る。

侵害者がインターネット上で商品を販売したことに起因する権利者の権利の侵害は、公証人が認証するウェブサイト調査を実施し、実際に偽造商品が販売されていたことを証明する。公証人が認証するウェブサイト調査は、適切な証拠として裁判所に受け入れられやすい。

権利者の権利を侵害する情報を掲載していたウェブサイトのドメイン名の実際の管理者に関する情報を求めて、要求書をドメイン名登録機関に送付すべきである。

---

<sup>131</sup> 民事訴訟法第 149 条第 3 項

<sup>132</sup> 知的財産の税関登録維持のための連邦税関局行政規則（2009 年 8 月 13 日付ロシア連邦税関局令第 1488 号により承認）

<sup>133</sup> 関税同盟関税基本法第 1 部第 331 条（2009 年 11 月 27 日付ユーラシア経済連合国家間評議会首脳会合で決議第 17 号により採択された関税同盟関税基本法に関する合意書の付属書）

<sup>134</sup> 民事訴訟法第 65 条第 1 項

また、権利者は、自己の知的財産物の権利を侵害していると考える商品を購入するという方法もある。購入した場合、侵害者である可能性のある者が製造した特定の商品を実際に購入したことを証明する販売領収書およびその他の裏付書類を保管しておくことが推奨される。権利者が、侵害者の補償に関し、偽造商品の価額の2倍を請求しようとする場合には、販売領収書を保管しておくべきである。

購入する商品または裏付書類に権利侵害の疑いのある者が明記されていない場合には、その者から直接商品を購入し、実際に購入した事実を文書化し、必要な裏付書類を要求し、かつ商品の受領を記録する（例えば、動画撮影するなど）。

契約の一部を構成するソフトウェアの権利の侵害の場合には、以下は証拠として収集することができる。権利者は通常、契約書に、ライセンス許諾されているソフトウェアの使用状況の報告書をオンラインで送信する特別な手続きを記載した、自動技術を用いた監査に関する条項を含めることを徹底する。この場合、ライセンサーがライセンスの範囲を超えたことを示す証拠を、事前に権利者が収集することができる。

#### 6.3.4 暫定的救済

暫定的救済とは、商事裁判所が、請求者の申請に基づき、その訴訟または金銭的利益を保全するために緊急に取る一時的な措置をいう<sup>135</sup>。

暫定的救済は、それを認めないことにより裁判所の決定の執行が妨げられる可能性がある場合で、かつ、請求者が重大な損害を被ることを防ぐために、裁判上のいかなる段階でも付与することができる<sup>136</sup>。

暫定的救済には、特に以下が含まれ得る。

- (i) 被告または他の関係者が保有する被告の資金またはその他の資産を凍結する。
- (ii) 被告または他の関係者が、紛争の対象である問題に関係する特定の行為を行うことを禁じる。
- (iii) 問題となっている資産への損害または資産の価値の低下を防ぐために、被告にある特定の行為を行うことを要求する。
- (iv) 問題となっている資産を、請求者または他の関係者の管理下に移転する<sup>137</sup>。

商事裁判所は、同時に、他のまたは複数の暫定的救済を付与することができる。

暫定的救済の申請書は、請求文書とともに、または裁判所の判決が下される前の訴訟手続き中に、商事裁判所に提出することができる。

---

<sup>135</sup> ロシア商事訴訟法第90条第1項

<sup>136</sup> ロシア商事訴訟法第90条第2項

<sup>137</sup> ロシア商事訴訟法第91条第1項

暫定的救済は、これを認める根拠を欠いている場合には認められない。すなわち、救済を認めないことにより裁判所の判決の執行が妨げられるか、または請求者に重大な損害を与えることになるという証拠がない場合である<sup>138</sup>。

暫定的救済が裁判により認められる可能性を高めるために、請求者は、**逆担保**を提供することができる<sup>139</sup>。

逆担保とは請求者が提供するもので、裁判所が示す金額を裁判所の預金勘定に入れる、または同額の銀行保証、担保またはその他の金銭的保証を提供するものである。逆担保の金額は、申請書に記載された請求者の金銭的請求の範囲内またはそれに対する割合で設定することができる。逆担保の額は、金銭的請求額の少なくとも半額でなければならない<sup>140</sup>。

逆担保の目的は、暫定的救済が不当に認められた場合に、被告が被る可能性のある損失を補償することである。

さらに、暫定的救済の申請とは別に、訴訟提起前に請求者の金銭的利益を保護するために、請求者は訴訟を提起する前に**訴訟前暫定的救済**を申請することができる。訴訟前暫定的救済は、請求者が逆担保を預け入れない限り認められない<sup>141</sup>。

知的財産の侵害に関する紛争において、裁判所によって暫定的救済が認められることはほとんどない。なぜなら、侵害が生じたか否かという問題自体は、訴訟において別個に調査する必要があるためである。

### 6.3.5 専門家との協議

知的財産紛争は、対応するにあたり最も難しい民事訴訟に分類される。そのため、ロシアは 2013 年に知的財産裁判所を設立した。これは、知的財産権の侵害に関する多くの紛争に対応するために破棄審（第三審）として機能し、また不使用による商標の法的保護の終了に関する紛争等ある種の訴訟に対応するために第一審裁判所として機能する専門裁判所である。

一般的に、知的財産権に関する紛争またはロシア特許庁の決定に異議を唱える紛争が非常に複雑であることを鑑み、企業は、知的財産および紛争解決の慣例に実際に詳しい専門の法務コンサルタントに相談することを望むことが多い。

知的財産チームを擁する法律事務所のランキングは、以下のウェブサイトに掲載されている。

<http://www.legal500.com/c/russia/intellectual-property> – the Legal 500 ランキング

---

<sup>138</sup> ロシア商事訴訟法第 93 条第 3 項

<sup>139</sup> ロシア商事訴訟法第 93 条第 4 項

<sup>140</sup> ロシア商事訴訟法第 94 条第 1 項

<sup>141</sup> ロシア商事訴訟法第 99 条

<https://300.pravo.ru/rating/531/> – インターネット発行情報源 Pravo.RU.による  
ロシアにおけるランキング

【特許庁委託】

ロシア・ライセンスマニュアル

【著者】

Goltsblat BLP

【発行】

日本貿易振興機構

知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL: 03-3582-5198

モスクワ事務所

5, Bryanskaya st., Moscow, 121059, RUSSIAN FEDERATION

TEL: +7-495-580-7320

2018 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2018 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。